

◇福井坂井地区広域市町村圏事務組合職員定数条例

昭和45年4月13日
条 例 第 6 号

改正	昭和47年3月15日	条例第1号	昭和61年4月1日	条例第1号
	昭和49年4月1日	条例第2号	昭和62年4月1日	条例第1号
	昭和49年10月1日	条例第3号	平成3年4月1日	条例第1号
	昭和50年4月1日	条例第2号	平成5年4月1日	条例第1号
	昭和52年4月1日	条例第3号	平成14年3月29日	条例第1号
	昭和56年4月1日	条例第1号	平成19年3月29日	条例第3号
	昭和58年4月1日	条例第1号	平成24年3月30日	条例第2号
	昭和60年4月1日	条例第3号		

福井坂井地区広域市町村圏事務組合の職員の定数は次のとおりとする。

職員 26人

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則（昭和47年3月15日条例第1号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年4月1日条例第2号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年10月1日条例第3号）

この条例は、昭和49年10月1日から施行する。

附 則（昭和50年4月1日条例第2号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年4月1日条例第3号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年4月1日条例第1号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年4月1日条例第1号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年4月1日条例第3号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年4月1日条例第1号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年4月1日条例第1号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成3年4月1日条例第1号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成5年4月1日条例第1号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日条例第1号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日条例第3号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日条例第2号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。